

## ・仕様変更前

海上貨物において併せ運送兼用の蔵入等承認貨物に係る到着確認は、貨物情報が存在しない場合、税関に「蔵入・移入・総保入・展示貨物到着確認（CAS）」業務を依頼し到着確認を行っていました。

## ・仕様変更後

海上貨物についても航空貨物と同様に「蔵入等貨物搬入確認（BAS）」業務による蔵入承認併せ運送に係る到着確認を民間利用者で実施できるように変更しました。

